

国家外貨管理局上海市分局

中国（上海）自由貿易試験区建設を支持する外貨管理実施細則

トランザクションバンキング部

2014年2月28日、国家外貨管理局上海市分局より「中国（上海）自由貿易試験区建設を支持する外貨管理実施細則に関する通知」（上海匯發[2014]26号、以下「26号通知」）が公布され、即日施行されました。

一. 背景

2013年9月に発足した中国（上海）自由貿易試験区（以下「試験区」）においては、投資・貿易・金融など様々な分野での改革の試行が開始されています。

今回の26号通知は、2013年12月に中国人民銀行が「金融が中国（上海）自由貿易試験区の建設を支持することに関する意見」で方向性を示した試験区の金融改革のうち「外貨管理改革」分野の実施細則と位置づけられるものです。

本件により、今年2月20日に中国人民銀行上海本部より公布された「中国（上海）自由貿易試験区での人民元クロスボーダー使用の拡大を支持することに関する通知」（銀総部発[2014]22号、以下「22号通知」）とあわせ、試験区内企業は人民元、外貨の両方でクロスボーダー決済の規制が緩和されたこととなります。

二. 26号通知の主要内容

以下の内容はいずれも試験区内企業を対象とした外貨管理関連の規制変更であり、「試験区外の企業」や「人民元決済」は今回通知の対象外となっておりますのでご注意ください。

1. 試験区企業の外貨管理の簡素化

(1) 経常項目業務の手続簡素化

- ▶ 経常項目の決済・両替手続時に銀行におけるエビデンス審査を簡素化する旨が規定されました。
- ▶ また、貨物貿易外貨管理の企業分類がA類である試験区内企業は、貨物貿易外貨収入の審査待ち口座への入金が必要となります。

(2) 外貨登記関連手続を銀行取扱に変更

- ▶ 直接投資に関連する外貨登記や関連する各種変更登記等の業務は外貨管理局ではなく銀行が直接扱うことに変更されました。

(3) 外貨資本金の人民元両替自由化

- ▶ 区内外商投資企業の外貨資本金は全額任意での元転が可能となりました。
- ▶ 元転後の人民元資金は「元転支払待ち専用口座」にて対外支払を行います。また、元転後の人民元資金は保証金への充当や国内投資（投資性公司の場合）も可能です。但し、有価証券への投資や委託貸付は不可となります。

(4) 域外保証関連の手続簡素化、条件緩和

- ▶ 域外向け保証費用の支払いに関する外貨管理局の個別審査批准が廃止されました。また、域外向け保証を行う際に従来必要であった、保証人と被保証人の純資産比率、被保証人の利益状況、保証人と被保証人の持分関係等の条件が廃止されました。

- ▶ 本件については、先日別途国家外貨管理局から公布された「クロスボーダー保証外貨管理規定（意見徴収稿）」でも言及されており、今後全国に拡大されていくものと思われます。

(5)外貨域外貸付の実行可能上限額を上方修正

- ▶ 域外貸付限度額の上限は所有者権益の30%から50%に引き上げられました。
- ▶ 上限を超過する額を申請する場合、外貨管理局にて個別集団審議を行うという点は従来どおりです。

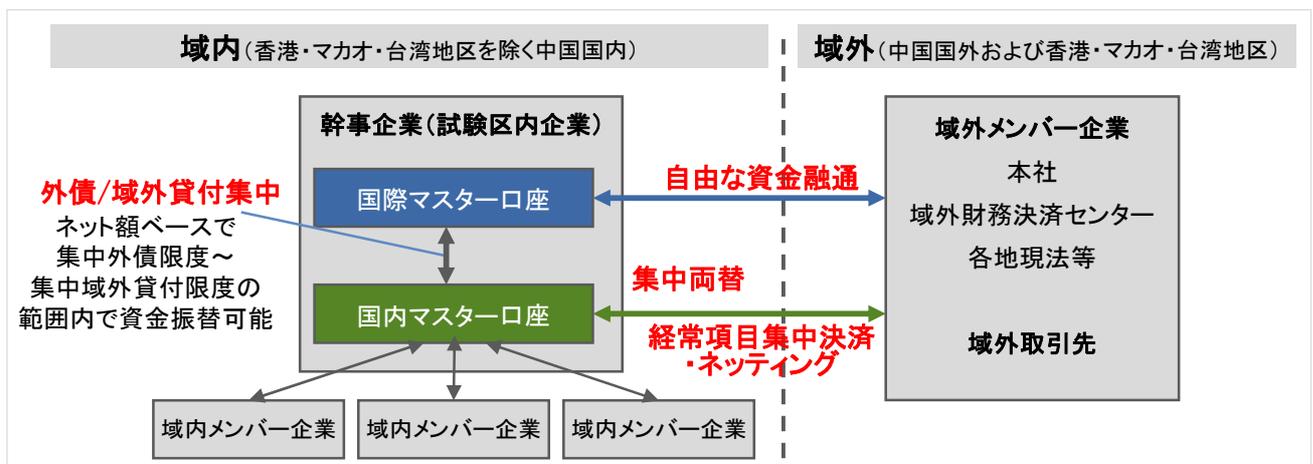
(6)ファイナンスリース業務関連の手續簡素化、条件緩和

- ▶ 対外リース業務は一件ごとの審査批准が廃止され、登記管理制に変更されることとなりました。また、リース物件の購入原資の50%以上が域内外貨借入もしくは外貨建外債の場合、域内で外貨建のリース料を受取ることが可能となりました。

2.多国籍企業の外貨資金集中運営管理を試験区内企業に解禁

- ▶ 試験区内企業は外貨管理局への届出手続きを通じて、企業グループメンバー間の外貨資金集中運営管理の「幹事企業」となり、集中両替、外債枠の集中、域外貸付枠の集中、経常項目集中決済、経常項目ネットイング決済を取り扱えることが規定されました。
- ▶ このスキームは外貨管理局が2011年から北京、上海などでごく一部の中資・外資企業を対象に試行していたものを、今回試験区内企業に解禁するものです。

【図表1：多国籍企業の外貨資金集中運営管理：イメージ図】



(1)可能となる業務

- ▶ 域内グループメンバー企業の資金集中管理（集中両替、外債枠集中、域外貸付枠集中）、経常項目集中決済・ネットイングが可能であることが規定されました。
- ▶ 幹事企業（試験区内企業）は外貨管理局に届出手続きを行い「届出通知書」を入手するとともに、協力銀行を指定し開設する「国際マスター口座（域外との自由な資金移動が可能）」「国内マスター口座（域内メンバー企業の資金集中運営管理、集中決済・ネットイングに使用）」を通じて上記業務が可能となります。

【図表2：各業務のポイント】

業務内容	備考
集中両替	幹事企業は、經常項目、投資、外債、域外貸付項目の集中両替（人民元転、外貨転）可能
外債枠集中	メンバー企業の外債枠の空き枠合計を幹事企業に集中可能
域外貸付枠集中	メンバー企業の域外貸付枠（各社の所有者権益の50%）合計を幹事企業に集中可能
經常項目集中決済・ネットィング	經常項目取引は幹事企業による集中決済、ネットィング可能 エビデンスチェックは、支払・受取日の前後30日以内に実施

(2)従来のパイロットプログラムとの主な変更点

- 2011年以降外貨管理局が実施していたパイロットプログラムと比べ、今回の26号通知では当局認可のハードルが下がった他、ネットィング取引の対象取引が貨物貿易のみから經常取引全般に拡大されました。
- 但し、26号通知では幹事企業を試験区内企業に限定している点に注意が必要です。

【図表3：従来のパイロットプログラムとの比較】

項目	従来のパイロットプログラム	今回の26号通知
幹事企業	域内企業1社（試験区に限定無）	試験区内企業に限定
開始手続	外貨管理局のパイロット募集（数ヶ月一回、社数制限あり）に応じて応募、外貨管理局の審査批准あり	外貨管理局のパイロット募集及び審査批准を廃止し「届出制」に変更。外貨管理局は申請から20営業日以内に手続を完了し、「届出通知書」を発行
協力銀行	最大2銀行（2種類ある専用口座をそれぞれ最大2行で開設可能）	最大3銀行
ネットィング可能対象取引	貨物貿易に限定	經常取引（貨物貿易に加え、サービス貿易等も対象に）

(3)人民元双方向クロスボーダープーリングとの比較

- 今回の26号通知に先立って人民銀行から公布された22号通知では人民元に関する試験区クロスボーダー双方向プーリングや經常項目人民元集中決済が規定されており、今後、試験区内企業を活用したグループ資金集中管理の検討に当たっては、人民元については「22号通知」を、外貨については「26号通知」を参照することとなります。
- 今回の26号通知では人民銀行の22号通知と比べより詳細な規定が設けられています。両者の主要ポイントの比較は以下の通りです。

【図表4：人民元双方向クロスボーダープーリングとの比較】

	人民元双方向クロスボーダー プーリング (人民銀行22号通知)	外貨資金集中運営管理 (本件：上海外貨管理局26号通知)
当局事前届出	規定なし	要
クロスボーダープー リング資金移動可能限度 額 (ネット計算ベース)	明確な規定なし	(域外→域内) 域内メンバー企業の外 債利用可能額の範囲内 (域内→域外) 域内メンバー企業の所 有者権益の50%以内
集中決済、ネットイン グ可能取引	経常項目決済	経常項目決済
当局報告	規定なし	外貨管理局に稼働状況を月次報告要
最大銀行数	1銀行	3銀行
幹事企業	試験区内企業	試験区内企業

3.当局宛て報告の厳格履行要求、当局モニタリング・オンサイト検査の強化

上記1、2の規制緩和が行われる反面、銀行や企業が当局宛報告を正確、適時に行うという要求や、外貨管理局によるモニタリングやオンサイト検査の強化が謳われています。

三. 本件の意義と注意点

今回の26号通知は、人民元に関する人民銀行の22号通知とあわせ、グループ企業の中国における資金管理手法に大きな影響を及ぼす内容となっています。今後、外商投資企業としては、試験区内企業を中国の財務決済センターとして活用することを通じて、中国を加えたグローバル資金管理の高度化を図れる可能性があります。

但し、特に資金集中運営管理については、以下のような点に注意が必要です。

- ▶ 幹事企業が試験区内企業とされている点。実際には企業グループ内の地域統括会社（または財務会社）は試験区外に設立されているケースが多く、それが検討のネックとなる可能性があります。試験区外企業を幹事企業とした同様のスキームが今後いつ、どのように拡大していくのかも注目されます。
- ▶ 運営管理体制の構築。取引の真実性・合法性を遵守することはもちろん、グループ企業間の決済関連データの整備、エビデンス管理など、内部のガバナンス体制をしっかりと構築する必要があります。
- ▶ 税務リスクへの対応。特に関連会社間のサービスフィー設定、為替リスクや資金コストの負担方法等については移転価格税制への配慮が求められます。また幹事企業となる試験区内企業の資本規模が集中運営管理する資金額と比べて相対的に小さい場合には、過小資本税制への配慮も必要となります。

本件通知の詳細運用につきましては不明な点も多く、引き続き確認を行ってまいります。また、今後も試験区の改革に関する細則が公布され次第、ご案内させていただきます。

以上

以下は、中国語原文と日本語対訳です。

中国語原文	日本語対訳
<p style="text-align: center;">国家外汇管理局上海市分局文件 上海汇发[2014]26号</p> <p>国家外汇管理局上海市分局关于印发支持中国(上海)自由贸易试验区建设外汇管理实施细则的通知</p> <p>上海市各外汇指定银行： 为支持中国(上海)自由贸易试验区(以下简称试验区)建设，扩大对外开放，落实《中国(上海)自由贸易试验区总体方案》(国发[2013]38号)和《中国人民银行关于金融支持中国(上海)自由贸易试验区建设的意见》(银发[2013]244号)，经国家外汇管理局批准，国家外汇管理局上海市分局(以下简称外汇局)按照服务实体经济、深化外汇管理改革、有效防范风险、“成熟一项、推出一项”原则，在试验区实施以下外汇管理政策措施：</p> <p>一、深化外汇管理改革，促进贸易投资便利化</p> <p>(一)简化经常项目收结汇、购付汇单证审核。银行按照“了解你的客户”，“了解你的业务”，“尽职审查”等原则办理经常项目收结汇、购付汇业务。</p> <p>(二)简化直接投资外汇登记手续。一是拓宽直接投资外汇登记业务办理渠道。二是实行外商投资企业外汇资本金意愿结汇，外商投资企业可在外汇资本金账户开户银行开立一一对应的人民币专用存款账户，用于存放资本金结汇所得人民币资金，并按照真实交易原则通过该账户办理各类支付业务。</p> <p>(三)放宽对外债权债务管理。一是取消对外担保和向境外支付担保费行政审批。二是将区内企业境外外汇放款金额上限由其所有者权益的30%调整至50%，将境外直接投资债权登记纳入境外外汇放款登记管理。三是取消境外融资租赁债权审批，允许境内融资租赁业务收取外币租金。</p> <p>(四)改进跨国公司总部外汇资金集中运营管</p>	<p style="text-align: center;">国家外貨管理局上海市分局文書 上海匯發[2014]26号</p> <p>国家外貨管理局上海市分局の中国（上海）自由貿易試験区建設を支持する外貨管理実施細則に関する通知</p> <p>上海市各外貨指定銀行： 中国（上海）自由貿易試験区（以下略称「試験区」）の建設を支持し、對外開放を拡大し、「中国（上海）自由貿易試験区総体方案」(国發[2013]38号)と「中国人民銀行の金融が中国（上海）自由貿易試験区の建設を支持することに関する意見」(銀發[2013]244号)を執行し、国家外貨管理局の批准を経て、国家外貨管理局上海市分局（以下略称外管局）は実体経済への奉仕、外貨管理改革の深化、有効なリスク防止、「機が熟したものから実施する」原則に照らして、試験区で以下の外貨管理政策措置を実施する。</p> <p>一、外貨管理改革の深化、貿易投資の利便性促進</p> <p>(一) 經常項目の人民幣転、外貨転及び受払いにおけるエビデンス審査を簡素化。銀行は「顧客を了解する」、「業務を了解する」、「審査職責を果す」等の原則に照らして、經常項目の人民幣転、外貨転及び受払い業務を行う。</p> <p>(二) 直接投資外貨登記手続きの簡素化。一つ目は、直接投資外貨登記業務の処理方法を拡大する。二つ目は、外商投資企業は外貨資本金を任意に人民幣転可能、外商投資企業は外貨資本金口座開設銀行にて一対一で対応する人民幣専用預金口座を開設し、人民幣転した資本金を預けるために使用し、真実の取引原則に照らして当該口座を通して各種支払業務を行う。</p> <p>(三) 對外債権債務管理の開放。一つ目は、對外保証と域外向け保証費用の支払の行政審査を取り消す。二つ目は、区内企業の域外外貨貸付金額上限をその所有者權益の30%から50%へ引き上げる。域外直接投資債権登記は域外外貨貸付登記管理に組み入れる。三つ目は、域外ファイナンスリース債権の審査を取り消し、域内ファイナンスリース業務において外貨でリース料を受け取ることができることとする。</p>

理、外币资金池及国际贸易结算中心外汇管理试点政策。放宽试点企业条件，简化审批流程及账户管理。

(五) 完善结售汇管理。便利银行开展面向区内客户的大宗商品衍生品的柜台交易。

二、加强统计监测与分析预警，有效防范外汇收支风险

(六) 严格履行外汇管理数据信息报送义务。银行、企业等应按照现行外汇管理规定，及时、准确地向外汇局报送国际收支统计申报、境内资金划转、结售汇等数据；主动报告异常或可疑情况并积极采取措施防止异常跨境资金流动。

(七) 强化非现场监测与现场核查检查。外汇局加强跨境资金流动监测，完善外汇收支预警指标体系，对银行、企业等异常或可疑情况进行风险提示，依法开展现场核查检查，实施分类管理，处罚违规行为；必要时调整政策，采取临时性管制措施。

本通知自发布之日起实施。下一步，外汇局将及时总结试验区外汇管理政策措施实施效果，积极研究进一步促进投融资汇兑便利化等政策措施，支持试验区实体经济发展，更好地服务于试验区国家战略。

国家外汇管理局上海市分局

2014年2月28日

附件:外汇管理支持试验区建设实施细则

第一章 总则

第一条 为支持中国(上海)自由贸易试验区(以下简称试验区)建设，落实《中国(上海)自由贸易试验区总体方案》(国发[2013]38号)和《中国人民银行关于金融支持中国(上海)

(四) 多国籍企業本部の外貨資金集中運営管理、外貨プーリング、国際貿易決済センター外貨管理のパイロット政策を改善。パイロット企業の条件を緩和し、審査プロセス及び口座管理を簡素化する。

(五) 人民元転・外貨転管理を完全化。区内顧客のコモディティデリバティブの銀行店頭取引展開の利便性を向上する。

二、統計モニタリングと早期警戒分析の強化、外貨収支リスクの有効な防止

(六) 外貨管理データ情報送付義務の厳格な履行。銀行、企業等は現行の外貨管理規定に照らして、遅滞無く正確に国際収支統計報告、域内資金振替、人民元転・外貨転等のデータを外管局へ送付しなければならない。異常或いは疑いのある状況は主体的に報告し、さらに異常なクロスボーダー資金流動に対して防止措置を積極的に採用する。

(七) オフサイトモニタリングとオンサイト検査の強化。外管局はクロスボーダー資金流動モニタリングを強化し、外貨収支早期警戒指標体系を完全化し、銀行、企業等の異常或いは疑いのある状況に対してリスクを提示し、法に則りオンサイト検査を行い、分類管理を実施し違法行為を処罰する。必要に応じて政策を調整し、臨時管理措置を取る。

本通知は公布日から実施する。今後、外管局は遅滞無く試験区外貨管理政策措置の実施効果を取りまとめ、投融资為替の利便性を向上させる政策措置促進を積極的に研究し、試験区の実体経済発展を支持し、試験区国家战略に更に奉仕する。

国家外貨管理局上海市分局

2014年2月28日

付属資料：試験区建設を支持する外貨管理実施細則

第一章 総則

第一条 中国(上海)自由貿易試験区(以下略称「試験区」)の建設を支持し、「中国(上海)自由貿易試験区総体方案」(国発[2013]38号)と「中国人民銀行の金融が中国(上海)自由貿易試験区の建設を支持する

自由贸易试验区建设的意见》(银发[2013]244号,以下简称《意见》),制定本实施细则。

第二条 试验区内银行(含注册在区内的银行以及办理区内业务的上海地区其他银行,下同)、境内外企业、非银行金融机构、个人(以下简称区内主体)适用本实施细则。

第三条 国家外汇管理局上海市分局(以下简称外汇局)具体负责监督管理试验区外币账户开立、资金划转、结售汇、本外币数据统计等事项。

第四条 区内主体应按照现行外汇管理规定,认真履行国际收支、结售汇、境内资金划转、账户等数据报送义务,保证数据的准确性、及时性、完整性。

第五条 区内银行应当遵循“了解你的客户”、“了解你的业务”、“尽职审查”等原则,切实按照本实施细则规定履行试验区外汇业务真实性、合规性审查,制定完善的内控管理制度并报外汇局备案。

第六条 区内企业、非银行金融机构、个人等办理本实施细则规定的外汇业务创新,应当具有真实合法交易基础,并通过账户办理,不得使用虚假合同或者构造交易办理业务。

第二章 经常项目业务

第七条 区内主体与境外之间经常项目交易,按本细则第五条规定办理购付汇、收结汇于续。对于资金性质不明确的,区内银行应要求企业、非银行金融机构、个人等提供相关单证。

区内 A 类企业货物贸易外汇收入无需进入待核查账户。服务贸易、收益和经常转移等对外支付单笔等值 5 万美元以上的,按规定提交税务备案表。

ことに関する意見」(銀発 [2013] 244 号、以下略称「意見」)を実施するために、本実施細則を制定する。

第二条 試験区内銀行(区内で登記した銀行及び区内業務を行う上海地区のその他銀行を含む、以下同様)、域内外企業、非銀行金融機構、個人(以下略称、区内主体)に本実施細則を適用する。

第三条 国家外貨管理局上海市分局(以下略称、外管局)は特に試験区の外貨口座開設、資金振替、人民元転・外貨転、人民元と外貨のデータ統計等事項の監督管理に責任を負う。

第四条 区内主体は現行の外貨管理規定に照らして国際収支、人民元転・外貨転、域内資金振替、口座等のデータ送付義務を正しく履行し、データの正確性、即時性、完全性を保証しなければならない。

第五条 区内銀行は「顧客を了解する」、「業務を了解する」、「審査職責を果す」等の原則に従い、本実施細則規定に照らして試験区外貨業務の真実性、合法性審査を適切に行い、完全な内部コントロール管理制度を制定し、外管局へ届出を行わなければならない。

第六条 区内企業、非銀行金融機構、個人等は本実施細則規程の外貨業務革新を行う場合、真実合法取引基盤を有し、口座を通じて実行し、虚偽契約或いは取引を捏造して業務を行ってはならない。

第二章 經常項目業務

第七条 区内主体と域外間の經常項目取引は、本細則第五条の規定に照らして受払い、外貨転・人民元転の手続きを行う。資金の性質が不明確なものに対しては、区内銀行は企業、非銀行金融機構、個人等へ関連エビデンスの提供を要求しなければならない。

区内 A 類企業の貨物貿易外貨収入は審査待ち口座に入金しなくてよい。サービス貿易、収益、經常移転等の 5 万米ドル相当額超の対外支払は規定に照らして税務届出表を提出する。

第八条 符合条件的区内企业可通过国内外汇资金主账户办理经常项目外汇资金集中收付汇和轧差净额结算。

第九条 允许区内金融租赁公司、外商投资租赁公司及中资融资租赁公司(以下简称融资租赁类公司)在向境内承租人办理融资租赁时收取外币租金。对区内大型融资租赁企业实行货物贸易特殊标识监测管理。

第三章 资本项目业务

第十条 直接投资项下外汇登记及变更登记下放银行办理。

第十一条 区内外商投资企业的外汇资本金实行意愿结汇。外商投资企业应在外汇资本金账户开户银行开立一一对应的人民币专用存款账户,用于存放资本金结汇所得人民币资金,按照真实交易原则通过该账户办理各类支付手续。

银行应参照《国家外汇管理局关于资本项目信息系统试点及相关数据报送工作的通知》(汇发[2012]60号)附件4《外汇账户数据采集规范(1.1版)》的要求报送人民币专用存款账户的开关户及收支余信息,人民币专用存款账户的账户性质代码为2113,账户性质名称为“资本项目-结汇待支付账户”。银行应参照《国家外汇管理局关于做好调整境内银行涉外收付凭证及相关信息报送准备工作的通知》(汇发[2011]49号)的要求,通过境内收付款凭证,报送人民币专用存款账户与其他境内人民币账户之间的收付款信息。

第十二条 外商投资企业资本金及其结汇所得人民币资金不得用于以下用途:

- (一) 不得直接或间接用于企业经营范围之外或国家法律法规禁止的支出;
- (二) 除另有规定外,不得直接或间接用于证券投资;

第八条 条件に合致する区内企業は国内外貨資金マスター口座を通じて經常項目の外貨資金集中決済とネットィング決済を行うことができる。

第九条 区内ファイナンスリース会社、外商投資リース会社及び中資ファイナンスリース会社(以下略称、ファイナンスリース類会社)が域内賃借人にファイナンスリースを行う時、外貨でのリース料受取りが可能。区内大型ファイナンスリース企業に対しては貨物貿易特別表示モニタリング管理を実施する。

第三章 資本項目業務

第十条 直接投資項目における外貨登記及び変更登記権限は銀行へ移譲する。

第十一条 区内外商投資企業の外貨資本金は任意に人民幣転できる。外商投資企業は外貨資本金口座を開設している銀行にて一対一で対応する人民幣専用預金口座を開設し、資本金を人民幣転した資金を預けるために使用し、真実性取引の原則に照らして当該口座を通じて各種支払手続きを行う。

銀行は「国家外貨管理局の資本項目情報システム試行及び関連データ報告業務に関する通知」(匯發[2012]60号)の付属資料4「外貨口座データ採集規範(1.1版)」の要求を参照し、人民幣専用預金口座の開設、閉鎖、収支残高の情報を報告し、人民幣専用預金口座の口座性質コードを2113、口座性質名称を“資本項目-人民幣転支払待ち口座”とする。銀行は「国家外貨管理局の域内銀行涉外収支エビデンス及び関連情報報告準備業務を適切に調整することに関する通知」(匯發[2011]49号)の要求を参照し、域内収支エビデンスを以って人民幣専用預金口座とその他域内人民幣口座間の収支情報を送付しなければならない。

第十二条 外商投資企業の資本金及びその人民幣転で得た人民幣資金は以下用途に用いてはならない。

- (一) 直接或いは間接的に企業經營範圍外或いは国家法律法規が禁止する支出に用いてはならない
- (二) 他に規定されているものを除き、直接或いは間接的に証券投資に用いてはならない

(三) 不得直接或间接用于发放人民币委托贷款(经营范围许可的除外)、偿还企业间借贷(含第三方垫款)以及偿还已转贷第三方的银行人民币贷款;

(四) 除外商投资房地产企业外, 不得用于支付购买非自用房地产的相关费用。

第十三条 放宽区内企业境外外汇放款管理, 将区内企业境外外汇放款金额上限调整至其所有者权益的 50%, 确有需要超过该比例的, 由外汇局按个案集体审议方式处理。

第十四条 区内企业提供对外担保, 可自行办理担保合同签约, 无需到外汇局申请办理事前行政审批手续。

区内企业提供对外担保时, 不受担保人和被担保人净资产比例、被担保人盈利状况及担保人和被担保人之间股权关联条件的限制。

区内企业签订对外担保合同, 应当按规定办理对外担保登记和履约核准手续, 并符合关于担保项下资金用途的限制性规定。

第十五条 区内企业、非银行金融机构向境外支付担保费无需核准, 可持担保费支付通知书直接到银行办理购付汇于续。

银行在办理担保费购付汇手续时, 应确认相关担保业务符合外汇局相关规定。

第十六条 取消区内融资租赁类公司办理融资租赁对外债权业务的逐笔审批, 实行登记管理。

第十七条 整合跨国公司总部外汇资金集中运营管理、境内外币资金池和国际贸易结算中心外汇管理试点。区内企业已开立的境内外币资金池账户、国际贸易结算中心专用账

(三) 直接或いは間接的に人民元委託貸付(経営許可範囲を除く)、企業間貸借返済(第三者立替を含む)、第三者に転貸した銀行借入の返済に用いてはならない

(四) 外商投資不動産企業を除き、非自家用不動産購入の関連費用に用いてはならない

第十三条 区内企業の域外外貨貸付管理を開放し、区内企業の域外外貨貸付金額上限をその所有者權益の 50%に引き上げる。確かな需要により当該比率を超過する場合、外管局にて個別案件集団審議方式に基づいて処理する。

第十四条 区内企業が対外保証を提供する時、直接保証契約締結を行うことができ、外管局への事前行政審査手続きを申請する必要はない。

区内企業が対外保証を提供する時は、保証人と被保証人の純資産比率、被保証人利益状況、保証人と被保証人間の持分関係条件の制限を受けない。

区内企業が対外保証契約を締結する時は、規定に照らして対外保証登記と履行核准(認可)手続きを行い、且つ保証項目下の資金用途制限規定に合致しなければならない。

第十五条 区内企業、非銀行金融機構が域外へ保証費用を支払う時の核准手続きを不要とし、保証料支払通知書を持って直接銀行で外貨転して支払手続きを行うことができる。

銀行は保証料の外貨転及び支払手続きを行う時、関連保証業務が外管局関連規定に合致しているか確認しなければならない。

第十六条 区内ファイナンスリース類会社が行うファイナンスリース対外債権業務の都度審査を取り消し、登記管理を行う。

第十七条 多国籍企業本部の外貨資金集中運営管理、域内外貨プーリング、国際取引決済センターの外貨管理試行業務を整合させる。区内企業がすでに開設した域内外貨プーリング口座、国際貿易決済センター専用

户名称统一改为国内外汇资金主账户，功能并入国内外汇资金主账户。

国内外汇资金主账户除可以办理第八条的业务和国际贸易结算中心业务外，还可以集中管理境内成员单位资本金、外债、资产变现资金等。

符合条件的区内企业可根据经营需要，开立国际外汇资金主账户。国际外汇资金主账户与境外资金往来自由，与国内外汇资金主账户在规定额度内自由划转。

符合条件的区内企业通过国内外汇资金主账户、国际外汇资金主账户开展的各类试点业务所涉行政审批改为备案。

第四章 外汇市场业务

第十八条 银行为区内企业办理大宗商品衍生品交易，应遵守如下规定办理所涉结售汇业务：

(一) 符合相关金融监督管理部门规定，包括事先获得必要的业务资格、履行必要的产品报备程序等；银行分支机构开办此项业务应符合银行内部管理规定，包括获得必要的事先授权等。

(二) 银行或其总行应具备银行间外汇市场做市商资格；或者该银行在上海地区近3年执行外汇管理规定情况考核中曾经获得一次以上A级，且没有得过B以下评级。

(三) 银行开展大宗商品衍生品交易项下的结售汇业务应向上海市分局事先备案。

(四) 银行为企业提供的大宗商品衍生品交易，应审核企业具有真实的大宗商品实物交易背景，符合适度套期保值原则，并向客户如实披露信息、揭示风险，由企业自主承担有关风险。

(五) 银行为企业提供大宗商品衍生品交易项下因境外平盘产生的汇率敞口或外汇盈亏，可在本行办理相应的结售汇业务，并纳入银行结售汇综合头寸平盘；外汇局对银行该结售汇业务实行年累计发生额规模管理。

(六) 银行应将上述结售汇交易纳入银行结售

口座の名称を国内外貨資金マスター口座へ統一し、機能は国内外貨資金マスター口座へ集約する。

国内外貨資金マスター口座は第八条の業務と国際貿易決算センター業務以外にも、域内メンバー企業の資本金、外債、資産現金化資金等を集中管理できる。

条件に合致する区内企業は経営ニーズに基づき、国際外貨資金マスター口座を開設できる。国際外貨資金マスター口座と域外資金の往来は自由で、国内外貨資金マスター口座と規定限度額内で自由に振替できる。

条件に合致する区内企業が国内外貨資金マスター口座、国際外貨資金マスター口座を通じて展開する各種パイロット業務は行政審査批准制から届出制へ変更する。

第四章 外貨市場業務

第十八条 銀行が区内企業のためにコモディティデリバティブ取引を行う時は、以下の規定を遵守して人民元転・外貨転業務を行わなければならない。

(一) 必要な業務資格の事前取得、必要な商品の届出報告手続き等を含め、関連金融監督管理部門の規定に合致すること。銀行の支店、出張所機構が行う業務は、必要な事前授権等の取得を含め、銀行内部管理規定に従う。

(二) 銀行或いは銀行本部は銀行間外国為替市場でマーケットメーカーの資格を備えていなければならない。或いは当該銀行は上海地区において直近3年間で行われた外貨管理規定状況審査で一度以上A級を取得したことがあり、かつB以下を取得したことがないこと。

(三) 銀行が展開するコモディティデリバティブ項目下の人民元転・外貨転業務はあらかじめ上海市分局へ届出しなければならない。

(四) 銀行が企業にコモディティデリバティブ取引サービスを提供する場合、企業が真実のコモディティデリバティブ取引背景を有していることを審査し、適切な裁定ヘッジの原則に合致し、合わせて顧客に対して真実の情報を公開し、リスクを提示し、企業が自主的に関連リスクを引き受けられるようにしなければならない。

(五) 銀行が企業にコモディティデリバティブ取引を

汇统计, 交易项目归属于“240/440 其他投资”项下; 交易主体按照“银行自身”统计。

(七) 银行应向外汇局定期报送大宗商品衍生品的有关交易和结售汇信息。

第五章 附则

第十九条 外汇局对区内企业货物贸易等外汇收支进行非现场监测, 对异常或可疑情况进行现场核查, 并根据现场核查结果进行分类管理。

第二十条 当国际收支出现或可能出现严重失衡时, 外汇局可采取相应的临时性管制措施。

第二十一条 外汇局可根据国家宏观调控政策、外汇收支形势及创新业务开展情况, 逐步完善和改进创新业务内容。

第二十二条 外汇局依法对区内主体进行监督检查和调查。违反《外汇管理条例》和本规定的, 暂停办理创新业务, 并按照《外汇管理条例》及相关规定进行处罚。

第二十三条 本实施细则自发布之日起施行, 未尽事宜按照海关特殊监管区域外汇管理办法等现行外汇管理规定办理。

附:1. 试验区跨国公司总部外汇资金集中运营管理试点操作规程

提供する項目下において、域外銀行間市場により生じた為替ポジション或いは為替損益は、当該銀行で対応の人民幣転・外貨転業務を行うことができ、あわせて銀行の人民幣転・外貨転取引総合ポジション管理に組入れる。外管局は銀行に対し人民幣転・外貨転業務に伴う年度累計発生額規模管理を行う。

(六) 銀行は上述した人民幣転・外貨転取引を銀行人民幣元為替取引統計へ組入れなければならない、取引項目は“240/440 その他投資”項目に帰属し、取引主体は“銀行自身”の統計で報告する。

(七) 銀行は外管局に対しコモディティデリバティブ関連取引と人民幣転・外貨転取引情報を定期的に報告しなければならない。

第五章 附则

第十九条 外管局は区内企業の貨物貿易等の外貨収支に対してオフサイトモニタリングを行い、異常或いは疑いのある状況に対してはオンサイト検査を行い、オンサイト検査結果に基づき分類管理を行う。

第二十条 国際収支に重大な不均衡が現れた或いは現れる可能性がある場合、外管局は対応の臨時性管制措置を取ることができる。

第二十一条 外管局は国家のマクロコントロール政策、外貨収支情勢、革新業務展開状況に基づき、革新業務内容を段階的に完全化し改善することができる。

第二十二条 外管局は法に基づき区内主体に対して監督検査と調査を行う。「外貨管理条例」と本規定に違反する場合は、革新業務を暫定的に停止し、「外貨管理条例」と関連規定に照らして処罰を行う。

第二十三条 本実施細則は公布日から施行し、本細則で規定されていない事項は税関特別監督管理区域の外貨管理弁法等の現行外貨管理規定に照らして対応する。

付属資料: 1. 試験区多国籍企業本部外貨資金集中運営管理パイロット操作规程

2. 试验区直接投资外汇登记操作规程
 3. 试验区外商直接投资企业资本金意愿结汇操作规程
 4. 试验区境内外租赁服务外汇管理操作规程

附 1: 试验区跨国公司总部外汇资金集中运营管理试点操作规程

第一章 总则

第一条 为支持中国(上海)自由贸易试验区(以下简称试验区)建设, 促进贸易投资便利化, 特制定本操作规程。

第二条 区内企业可根据经营需要, 在所在地银行开立国内外汇资金主账户, 开展以下业务:

- (一) 集中运营管理境内成员单位资金;
- (二) 经常项目外汇资金集中收付汇;
- (三) 经常项目轧差净额结算。

第三条 区内企业可根据经营需要在所在地银行开立国际外汇资金主账户。国际外汇资金主账户与境外资金往来自由, 与国内外汇资金主账户在规定额度内自由划转。

境内银行通过国际外汇资金主账户吸收的存款可在不超过 10% 的额度内境内运用; 在占用短债指标的前提下, 可将国际外汇资金主账户吸收存款中超出 10% 的部分用于境内业务。

第四条 区内企业通过国际外汇资金主账户从境外融入的外汇资金需办理外债登记, 但不纳入外债规模控制。区内企业国际外汇资金主账户融入的资金除在规定的额度内调入国内外汇资金主账户外, 不得以任何方式调入境内区外使用。

外债登记实行分债权人分币种填报, 即区内企业对每个境外债权人的每个币种的负债视为一笔外债。企业在办理与外债提款、还本

2. 試験区直接投資外貨登記操作規程
 3. 試験区外商直接投資企業の資本金任意人民元転操作規程
 4. 試験区域内外リースサービス外貨管理操作規定

附属資料 1 : 試験区多国籍企業本部外貨資金集中運営管理パイロット操作規程

第一章 総則

第一条 中国(上海)自由貿易試験区(以下略称、試験区)の建設を支持し、貿易投資の利便性を向上するため、特に本操作規程を制定する。

第二条 区内企業は経営ニーズに基づき、所在地の銀行で国内外貨資金マスター口座を開設し、以下の業務を展開することができる。

- (一) 域内メンバー企業の資金集中運営管理
- (二) 經常項目外貨資金集中決済
- (三) 經常項目ネットィング決済

第三条 区内企業は経営ニーズに基づき所在地の銀行で国際外貨資金マスター口座を開設できる。国際外貨資金マスター口座は域外との資金振替が自由であり、国内外貨資金マスター口座とは規定限度額内で自由に振替できる。

域内銀行は国際外貨資金マスター口座が吸収した預金を域内において 10% を超えない限度内で運用することができる。短期外債指標を使用する前提のもと、国際外貨資金マスター口座が吸収した預金の 10% 超過部分を域内業務に使用することができる。

第四条 区内企業は国際外貨資金マスター口座が域外から借入した外貨資金について外債登記の手続を行う必要があるが、外債規模コントロールの対象には含まない。区内企業が国際外貨資金マスター口座で借り入れた資金は規定の限度額内で国内外貨資金マスター口座に振替える以外、いかなる方式によっても域内区外で使用してはならない。

外債登記は債権者、通貨種類ごとに記入して報告し、区内企業の各域外債権者に対する各通貨種類の負債を

付息相关的业务时，应准确进行国际收支申报，并在“外汇局批件号/备案表号/业务编号”中准确填写相应的业务编号。主办企业应在签订外债合同后15个工作日内且在首笔外债资金入账前，到国家外汇管理局上海市分局（以下简称外汇局）办理签约登记手续，外债变更登记按新签约登记要求办理。

第五条 开户银行应为近三年上海市执行外汇管理规定年度考核B类及以上的银行。企业原则上选择不超过3家境内具有结售汇业务资格的银行作为办理资金集中管理业务的合作银行，合作银行依据本操作规程对创新业务相关账户交易进行操作和管理。

第六条 企业和开户银行应在首次办理业务前签署业务确认书(附后)，承诺依法合规办理业务。

第二章 业务备案

第七条 满足以下条件的区内企业，可根据经营需要，向外汇局申请办理集中运营管理境内外成员单位资金、经常项目外汇资金集中收付汇和轧差净额结算。

- (一) 具备开展创新业务的真实需求；
- (二) 具有完善的外汇资金管理架构、内控制度；
- (三) 建立相应的内部管理电子系统；
- (四) 近三年无重大外汇违法违规行为。有货物贸易外汇收支行为的，货物贸易分类结果为A类；
- (五) 外汇局规定的其他条件。

第八条 区内企业办理业务备案时应提交以下材料：

- (一) 备案申请：应包括公司基本情况，业务需求和申请的业务内容，拟授权或拟经办的主办企业的基本情况，拟授权的主要内容，参

一本の外債と看做す。企業が外債借入、元利金支払に関する業務を取り扱う際には、正確に国際収支申告を行い、あわせて“外貨管理局批准番号/届出表番号/業務番号”に正確に対応する業務番号を記入しなければならない。幹事企業は外債契約を締結してから15営業日以内かつ初回の外債資金を口座に入金する前に、国家外貨管理局上海市分局（以下略称、外管局）で契約登記手続を行い、外債変更登記は新しい契約登記の要求に基づいて取り扱う。

第五条 口座開設銀行は直近3年間に上海市が行った外貨管理規定年度検査でB類以上の銀行とする。企業は原則として3行を超えない域内の人民元転・外貨転業務資格を保有する銀行を資金集中管理業務の協力銀行として選択し、協力銀行は本操作规程の革新業務関連口座取引に基づき操作と管理を行う。

第六条 企業と口座開設銀行は初回の業務取扱前に業務確認書（附属資料別添）に署名し、法令を遵守して業務を取り扱うことを承諾しなければならない。

第二章 業務届出

第七条 以下の条件を満たす区内企業は、経営ニーズに基づき、外管局に域内外メンバー企業の資金集中運営管理、經常項目外貨資金集中決済、ネットィング決済の取扱を申請することができる。

- (一) 革新業務を展開する真のニーズがある
- (二) 完全な外貨資金管理のフレームワーク、内部管理制度を有する
- (三) 相応の内部管理電子システムを構築している
- (四) 直近3年間に重大な外為法規違反が無い。貨物貿易外貨収支行為がある場合、貨物貿易分類結果がA類である。
- (五) 外管局が規定するその他の条件

第八条 区内企業は業務届出を取り扱う際には以下の資料を提出しなければならない。

- (一) 届出申請：企業の基本状況、業務ニーズと申請する業務内容、授權或いは取扱を行う予定の幹事企業の基本状況、授權の主要内容、参加企業リスト、資本

与企业名单、股权结构及其实际控制人等;选择集中收付汇及轧差净额结算试点内容的,须列表说明参与的境内外成员公司名单,应包括:成员公司名称、组织机构代码、成员公司注册地、主管税务机关代码、税务登记证号等。

(二) 相关证明材料,包括:试验区管理委员会出具的具备试点业务资格证明;加盖主办企业公章的主办企业及境内成员公司批准证书(外资企业需提供)、营业执照;金融业务许可证及经营范围批准文件(财务公司需提供);境外成员公司只需提供注册证明。

(三) 企业与合作银行联合制定的业务模式、操作流程、内控制度、机构设置、组织架构、系统建设、国际外汇资金主账户与国内外汇资金主账户间的划转额度、风险控制措施、数据监测方式以及技术服务保障方案等。

(四) 外汇局要求提供的其他材料。

上述材料均提供一式五份,其中正本一份、加盖主办企业公章的副本或复印件四份。

第九条 外汇局应在区内企业提交备案申请之日起二十个工作日内完成备案手续。经备案开展业务的区内企业,外汇局出具《关于xx公司跨国公司总部外汇资金集中运营管理试点备案通知书》(以下简称备案通知书)。备案通知书中应包含国际外汇资金主账户与国内外汇资金主账户间的对转额度,自发布之日起两年内有效,如需延期,主办企业应在有效期届满前两个月提出申请。备案之日起二十个工作日内外汇局无不同意见的,区内企业即可办理相关试点业务。

第十条 主办企业为财务公司的,应当遵守行业主管部门规定,并将自身资产负债与跨国公司总部外汇资金集中运营管理试点业务资产负债分开。

構造及び実際のコントロール者等。集中決済とネットリングのパイロット内容を選択する場合、参加する域内外のメンバー企業の名称、組織機構コード、メンバー企業登記地、主管税務機関コード、税務登記証番号等を含む表形式で説明しなければならない。

(二) 関連証明資料:試験区管理委員会が発行したパイロット業務資格を有する証明、幹事企業の公章を押印した幹事企業及び域内メンバー企業の批准証書(外資企業の場合必要)、営業許可証、金融業務許可証及び経営範囲批准文書(財務公司の場合必要)、域外メンバー企業は登記証明のみ提供すれば可。

(三) 企業が協力銀行と共同で制定した業務モデル、操作フロー、内部統制制度、機構設置、組織構造、システム構築、国際外貨資金マスター口座と国内外貨資金マスター口座の間の資金振替限度額、リスクコントロール措置、データモニタリング方式及び技術サービス保障方案等。

(四) 外管局が提供を要求するその他の資料。

上記資料はすべて一式5通を提供する必要があり、内原本1通、幹事企業が公章を押印した副本或いはコピーを4通とする。

第九条 外管局は区内企業が届出申請を提出した日から20営業日以内に届出手続を完成させる。届出を経て業務を展開する区内企業に対し、外管局は「xx企業多国籍企業本部外貨資金集中运营管理パイロット届出通知書」(以下略称、届出通知書)を発行する。届出通知書には国際外貨資金マスター口座と国内外貨資金マスター口座の間の資金振替限度額を含まなければならず、発布日から2年間有効である。もし延期が必要な場合、幹事企業は有効期間満了の2ヶ月前に申請を提出しなければならない。届出日から20営業日以内に外管局が不同意を示さない場合、区内企業は関連パイロット業務を取り扱うことができる。

第十条 幹事企業が財務公司の場合、業種主管部門の規定を遵守し、あわせて自らの資産負債と多国籍企業本部外貨資金集中运营管理パイロット業務の資産負債を分別しなければならない。

第十一条 业务办理期间开户银行、主办企业、成员公司等事项发生变更的，应提前一个月向外汇局提出变更备案，并提交以下材料：

一、合作银行变更的：

(一)变更合作银行申请。主要包括：变更开户银行的原因，拟选择的开户银行，原账户余额的处理方式等。

(二)拟新合作银行配合主体管理工作的操作规程、内控制度以及技术服务保障方案。

(三)加盖银行业务公章的原账户余额对账单。

(四)外汇局要求的其他材料。

二、成员公司、主办企业、外债额度、业务种类变更的，除参照第七条提交材料外，成员公司外债额度调整，还应提交上次办理业务的备案通知书。

第十二条 主办企业货物贸易分类结果降为B、C类，根据违规情节轻重，外汇局将通知企业集团变更主办企业并重新提交申请材料，或取消主办企业业务资格；其他成员公司货物贸易分类结果降为B、C类，主办企业应终止其业务，并向外汇局进行成员公司变更备案。

第十三条 主办企业存在违规行为，自确认之日起，取消主办企业业务资格；成员公司存在违规行为，自确认之日起，取消该成员公司参与总部企业业务资格。

第三章 国内外汇资金主账户管理

第十四条 主办企业应持备案通知书到银行开立国内外汇资金主账户。国内外汇资金主账户可以是多币种账户，允许日间及隔夜透

第十一条 業務取扱期間に口座開設銀行、幹事企業、メンバー企業等に変更がある場合、1ヶ月前までに外管局に変更届出を提出し、あわせて下記資料を提出しなければならない。

一、協力銀行を変更する場合

(一)協力銀行変更の申請書。以下の内容を含む：協力銀行変更理由、今回選択したい協力銀行、元の口座残高の処理方式等。

(二)今回選択したい協力銀行と共同で制定した主体管理業務の操作規定、内部コントロール制度及び技術保障方案。

(三)銀行業務印押印済の元の口座の残高ステートメント。

(四)外管局が要求するその他の資料。

二、メンバー企業、幹事企業、外債限度額、業務種類を変更する場合、第七条を参照して資料を提出するほか、メンバー企業の外債限度額を調整する場合、前回業務を取り扱ったときの届出通知書を提出しなければならない。

第十二条 幹事企業の貨物貿易決済の企業分類ランクがB、C類に格下げとなった場合、違反の状況と軽重に基づき、外管局は企業グループへ幹事企業を変更し再び申請資料を提出するよう通知する、或いは幹事企業の業務資格を取り消す。その他のメンバー企業の貨物貿易分類結果がB、C類に格下げとなった場合、幹事企業はその業務を終止し、外管局へメンバー企業変更届出を提出しなければならない。

第十三条 幹事企業に法規違反行為があった場合、確認日より幹事企業の業務資格を取り消す。メンバー企業に法規違反行為があった場合、そのメンバー企業の本部企業業務資格を取り消す。

第三章 国内外貨資金マスター口座管理

第十四条 幹事企業は届出通知書を銀行に持参して国内外貨資金マスター口座を開設しなければならない。国内外貨資金マスター口座はマルチ通貨口座とするこ

支。根据业务需要，该账户项下可设立分账户。

国内外汇资金主账户因在途资金未达情况下发生的合作银行日间或隔夜透支，透支资金只能用于对外支付，国内外汇资金主账户在收到外汇资金后应优先偿还透支款。

第十五条 账户收支范围。

一、收入范围

- (一) 企业经常项目外汇收入；
- (二) 企业经常项目外汇账户、资本金账户、资产变现账户、再投资专用账户、外债账户划入；
- (三) 企业国际外汇资金主账户划入；
- (四) 购汇存入(经常项目项下对外支付提前购汇所得资金、购汇偿还外债或对外放款所得资金)；
- (五) 成员公司偿还的外债或对外放款资金；
- (六) 理财产品的本息；
- (七) 外汇局核准的其他收入。

二、支出范围

- (一) 企业经常项目外汇支出及符合规定的资本项目外汇支出；
- (二) 向境内成员公司经常项目外汇账户、资本金账户、资产变现账户、投资专用账户、外债账户划出；
- (三) 向企业国际外汇资金主账户划出外汇；
- (四) 结汇；
- (五) 理财产品本金划出；
- (六) 交纳外币存款准备金；
- (七) 外汇局核准的其他支出。

第十六条 主办企业可在国内外汇资金主账户集中办理经常项下、投资、外债和对外放款项下集中结售汇。

成员公司归集至主办企业的直接投资项下

とが可能で、日中及びオーバーナイトの当座貸越枠を設定できる。業務ニーズに基づき、当該口座の下にサブ口座を設置してもよい。

国内外貨資金マスター口座に送金途中の資金が未着の状況下で発生した協力銀行の日中或いはオーバーナイトの当座貸越については、当座貸越資金は對外支払いのみに使用することができ、国内外貨資金マスター口座に外貨資金が入金されたときには優先的に当座貸越を返済しなければならない。

第十五条 口座收支範囲。

一、收入範囲

- (一) 企業經常項目外貨收入
- (二) 企業の經常項目外貨決済口座、資本金口座、資産現金化口座、再投資専用口座、外債口座からの振替
- (三) 企業国際外貨資金マスター口座からの振替
- (四) 外貨転した資金の預入(經常項目下で對外支払前に外貨転した資金；外貨転し外債返済或いは對外貸付とする資金)
- (五) メンバー企業の外貨返済資金或いは對外貸付資金
- (六) 理財商品の元利金
- (七) 外管局が批准したその他収入

二、支出範囲

- (一) 企業經常項目外貨支出及び規定に合致する資本項目外貨支出
- (二) 域内メンバー企業の經常項目外貨口座、資本金口座、資産現金化口座、投資専用口座、外債口座への振替
- (三) 企業国際外貨資金マスター口座へ振替える外貨資金
- (四) 人民幣転
- (五) 理財商品の元金払い出し
- (六) 外貨預金準備金の支払
- (七) 外管局が批准したその他支出

第十六条 幹事企業は国内外貨資金マスター口座において經常項目、投資、外債及び對外貸付項目の集中人民幣元、外貨両替を取り扱ってよい。

メンバー企業が幹事企業に集中した直接投資項目下

外汇资金(包括外汇资本金、资产变现账户资金、境内再投资账户资金等)可选择在主办企业国内外汇资金主账户内按照意愿结汇方式办理结汇手续,结汇所得人民币资金划入主办企业对应开立的结汇待支付专户。结汇待支付专户可在各参与企业经营范围内直接对外支付(按相关规定必须经参与企业账户对外支付的,应划经参与企业的待支付专户对外支付,原则上不得滞留于待支付账户内)。国内外汇资金主账户开户银行应准确记录归集的直接投资项下资金数额。参与企业及合作银行应及时准确地报送结汇和支付数据至外汇局相关业务信息系统。

成员公司可以单独开立外债账户,也可以将外债资金保留在国内外汇资金主账户中使用。国内外汇资金主账户中的外债资金结汇需遵守现行外债结汇管理规定,按照实需原则办理,结汇资金需在5个工作日内划给第三方,结汇不得偿还金融机构的人民币贷款及公司间借款或垫款。

主办企业为财务公司的,成员公司可申请在财务公司办理上述结售汇业务,财务公司应具备结售汇业务资格,若需办理资本项下资金结售汇应申请接入资本项目业务管理信息系统。

银行及财务公司发放给试点企业的国内外汇贷款按现行政策实行专户管理,不得办理结汇。

主办企业应在每月初2个工作日内向外汇局报送《创新业务企业国内外汇资金主账户结汇情况统计月报表》,结售汇信息还需通过现行外汇管理相关系统报送。

の外貨資金(外貨資本金、資産現金化口座資金、域内再投資口座資金等を含む)は幹事企業の国内外貨資金マスター口座で任意に人民幣転を選択することが可能で、人民幣転で得た人民幣資金を幹事企業が本件に対応して開設した人民幣転支払待ち専用口座に入金する。人民幣転支払待ち専用口座は各参加企業の経営範囲内で直接對外支払いを行ってよい(関連規定によって必ず参加企業の口座を通じて對外支払を行わねばならないものは、参加企業の人民幣転支払待ち専用口座を経由して對外支払いを行わねばならず、原則、支払待ち口座に滞留させてはならない)。国内外貨資金マスター口座の開設銀行は集中した直接投資項目下の資金の金額を正確に記録しなければならない。参加企業及び協力銀行は遅滞なく正確に人民幣転及び支払のデータを外管局の関連業務情報システムに報告しなければならない。

メンバー企業は単独で外債口座を開設しても、外債資金を国内外貨資金マスター口座に保留して使用しても良い。国内外貨資金マスター口座内の外債資金の人民幣転は現行の外債人民幣転管理規定を遵守しなければならない、実需原則に基づいて取り扱い、人民幣転した資金は5営業日以内に第三者に支払わねばならず、人民幣転によって金融機関からの人民幣借入や会社間の借入や立替金の返済を行ってはならない。

幹事企業が財務公司である場合、メンバー企業は財務公司において上述の人民幣転・外貨転業務の取り扱いを申請することができるが、財務公司は人民幣転・外貨転業務資格を保有している必要があり、資本項目下の資金の人民幣転・外貨転を行う場合は資本項目業務管理情報システムへの接続を申請しなければならない。

銀行及び財務公司がパイロット企業に対して行う国内外貨貸付は現行の政策に基づいて専用口座管理を行い、人民幣転を取り扱ってはならない。

幹事企業は每月初2営業日以内に外管局に対し《革新業務企業国内外貨資金マスター口座人民幣転状況統計月次報告表》を報告し、人民幣転・外貨転情報はさらに現行の外貨管理関連システムを通じて報告しなければならない。

第十七条 开户银行或财务公司应按规定向外汇局报送国内外汇资金主账户(代码均为“3601”)信息。

第十八条 国内外汇资金主账户的跨境资金收付(集中收付或轧差净额结算除外), 应按照国家外汇管理局关于印发《通过金融机构进行国际收支统计申报业务操作规程》的通知》(汇发[2010]22号)中关于跨境资金收付的国际收支申报要求进行申报。与境内非居民间的资金收付, 应按照国家外汇管理局关于明确和调整国际收支统计申报有关事项的通知》(汇发[2011]34号)中关于境内居民与境内非居民间交易的要求进行申报, 申报主体为主办企业。

第四章 国内、国际外汇资金主账户资金划转

第十九条 国内外汇资金主账户与国际外汇资金主账户之间可以进行资金划转。国内外汇资金主账户从国际外汇资金主账户调入资金, 不得超过可集中的外债额度(外币, 下同); 向国际外汇资金主账户调出资金, 不得超过境内成员公司所有者权益的50%。

第二十条 可集中的外债额度=境内成员公司外债额度-境内成员公司已登记中长期外债签约额-境内成员公司已登记短期外债未偿余额。

调入资金净头寸限额=可集中的外债额度-集中借入外债未偿余额+集中对外放款未偿余额。

第二十一条 总部企业首次申请集中外债额度时应提交以下材料:

(一) 申请书, 应列表说明参加外债额度集中的成员公司名称、组织机构代码、注册地、每家成员公司可用外债额度、已登记外债签约额及提款额、可集中外债额度。

(二) 可集中外债额度的成员企业的资本项目

第十七条 口座開設銀行或いは財務公司是規定に従って外管局に国内外貨資金マスター口座(コードは“3601”)情報を報告しなければならない。

第十八条 国内外貨資金マスター口座のクロスボーダー資金決済(集中決済或いはネット決済を除く)は、「国家外管局の<金融機関を通じて行う国際収支統計申告業務操作規程>の発行に関する通知」(匯発[2010]22号)内のクロスボーダー資金決済の国際収支申告の要求に従って申告しなければならない。域内非居住者との資金決済は、「国家外管局の国際収支統計申告の関連事項の明確化及び調整に関する通知」(匯発[2011]34号)の域内居住者と域内非居住者間の取引要求に従って申告しなければならず、申告主体は幹事企業とする。

第四章 国内、国際外貨資金マスター口座の資金振替

第十九条 国内外貨資金マスター口座と国際外貨資金マスター口座間で資金振替を行ってよい。国内外貨資金マスター口座が国際外貨資金マスター口座からネットベースで入金できる資金は、集中可能外債限度額(外貨、以下同じ)を超過してはならない。国際外貨資金マスター口座に払い出す資金は、域内メンバー企業の所有者權益の50%を超過してはならない。

第二十条 集中可能外債限度額=域内メンバー企業外債限度額-域内メンバー企業の登記済中长期外債契約額-域内メンバー企業の登記済短期外債未返済残高。

入金ネット限度額=集中可能外債限度額-集中借入外債未返済残高+集中対外貸出未返済残高。

第二十一条 本部企業が外債限度額集中を初めて申請する際には以下の資料を提出しなければならない。

(一) 外債枠集中管理に参加するメンバー企業の名称、組織機構コード、登録地、各メンバー企業が利用できる外債限度額、登録済みの外債契約金額及び引き出し額、集中可能外債限度額を申請書にて表形式で説明すること。

信息系统外债业务查询中的尚可借债额、外债签约登记列表及外债业务条线查询列表信息打印界面。

(三) 已登记外债的证明文件, 包括《外债签约情况表》和《外债变动反馈表》。

第二十二條 總部企業申請外債額度集中時, 自遞交申請之日起, 成員公司不得自行舉借外債。備案後, 應及時辦理成員公司可用外債額度集中。

企業調整外債額度, 應由主辦企業向外匯局提出申請, 原則上每年不超過一次。

第二十三條 國際外匯資金主賬戶與國內外外匯資金主賬戶之間的資金劃轉無需進行國際收支統計間接申報, 但應按照《國家外匯管理局關於做好調整境內銀行涉外收付憑證及相關信息報送準備工作的通知》(匯發[2011]49號)中境內居民間外匯劃轉的有關要求, 填報境內收付憑證並報送有關數據。

第五章 經常項目集中收付匯和軋差淨額結算業務管理

第二十四條 集中收付匯是指主辦企業通過國內外外匯資金主賬戶集中代理境內成員公司辦理經常項目外匯收支。

軋差淨額結算是指主辦企業通過國內外外匯資金主賬戶集中核算其境內成員公司經常項目下外匯應收應付資金, 合併一定時期內外匯收付交易為單筆外匯交易的操作方式。原則上每個自然月軋差淨額結算不少於1次。

第二十五條 企業辦理貨物貿易集中收付匯或貨物貿易軋差淨額結算時, 須按規定辦理“貿易外匯收支企業名錄”登記手續(主辦企業為財務公司除外)。企業貨物貿易項下須按規定及時、準確通過貨物貿易外匯業務監測系

(二) 資本項目情報システムの外債業務検索欄にある集中可能外債限度額に組入れたメンバー企業の借入可能額、外債契約登記リスト及び外債業務に関する照会リスト情報の画面を印刷したもの。

(三) 登録済外債の証明文書、「外債契約状況表」、「外債変動フィードバック表」を含む。

第二十二條 本部企業が外債限度額を集中する場合、申請届出日以降、メンバー企業は自ら外債借入の手続きを行うことはできない。届出後、遅滞無くメンバー企業の利用可能な外債枠の集中手続を行わなければならない。

企業の外債限度額の調整は、幹事企業より外管局に申請を提出し、原則1年に1回を超えない。

第二十三條 國際外貨資金マスター口座と國內外外貨資金マスター口座間の資金振替については國際收支統計間接申告を行う必要はないが、「國家外匯管理局の銀行の支払証憑及び関連情報の報告準備業務を適切に調整することに関する通知(匯發[2011]49號)」における国内居住者間の外貨振替に関する要求に従い、域内收支証憑の作成と関連データの報告を行う。

第五章 經常項目集中決済とネットィング決済業務管理

第二十四條 集中決済とは幹事企業が國內外外貨資金マスター口座を通じて域内メンバー企業を集中代理し經常項目外貨收支を行うことをいう。

ネットィング決済とは幹事企業が國內外外貨資金マスター口座を通じて域内メンバー企業の經常項目下の外貨売掛金、買掛金を集中して会計処理し、一定の期間内の外貨受払取引を一本化する操作方法を指す。原則、毎暦月ごとにネットィング決済は一回以上行わなければならない。

第二十五條 企業は貨物貿易集中決済及び貨物貿易ネットィング決済を行う際、規定により“貿易外貨收支企業リスト”の登記手続を行わなければならない(財務会社が幹事企業となる場合は除外する)。企業は貨物貿易項目下取引について規定に従い遅滞なく正確に貨

统(企业端)进行贸易信贷、贸易融资等业务报告。

第二十六条 区内企业可以根据真实合法的进口付汇需求提前购汇存入国内外汇资金主账户。

对于退汇日期与原收、付款日期间隔在 180 天(不含)以上或由于特殊情况无法按规定办理原路退汇的,主办企业应当到外汇局办理货物贸易外汇业务登记手续,并提供书面申请、原收入/支出申报单证、原进/出口合同、退汇合同等。

企业及境内成员公司须按规定及时、准确通过货物贸易外汇业务监测系统(企业端)进行贸易信贷、贸易融资等业务报告。

第二十七条 集中收付汇及轧差净额结算把关凭证(税务备案表除外)审核工作,可由开户银行在试点企业收付汇实际发生之前或发生之日起 30 日内完成。

第二十八条 企业按照《货物贸易外汇管理指引》及其实施操作规程,需凭《货物贸易外汇业务登记表》办理的业务不得参加集中收付汇和轧差净额结算,按现行规定办理。

第二十九条 主办企业应按月填报《创新业务企业经常项目集中收付汇月报表》、《成员公司在上海市经常项下自行收付汇月报表》、《创新业务企业经常项目轧差净额结算月报表》,经银行审核后报送外汇局。

第三十条 集中收付汇和净额结算应根据《国家外汇管理局综合司关于跨国公司集中收付业务数据报送相关问题的通知》(汇综发[2013]47号)规定,按以下要求进行国际收支

物貿易外貨業務モニタリングシステム(企業ターミナル)を通じて貿易与信、貿易融資等の業務報告を行わねばならない。

第二十六条 区内企業は真実合法的な輸入代金支払の需要に基づいて事前に外貨両替を行い、資金を国内外貨資金マスター口座に入金してよい。

返金日と元々の収入、支払日の間隔が 180 日を超過(180 日を含まない)している、或いは特別な事情により規定に従って元のルートによる返金ができない場合、幹事企業は外管局で貨物貿易外貨業務登記手続を行い、あわせて書面申請、当初の収入/支出申告書、当初の輸入/輸出契約、返金契約等を提出しなければならない。

企業および域内メンバー企業は規定に従い遅滞無く正確に貨物貿易外貨業務モニタリングシステム(企業ターミナル)を通じて貿易与信、貿易融資等の業務報告を行わねばならない。

第二十七条 集中決済及びネッティング決済の関連証憑(税務届出表を除く)審査は、口座開設銀行によりパイロット企業が受払実際発生日前或いは発生日から 30 日以内に完成させる。

第二十八条 企業は「貨物貿易外貨管理ガイドライン」及びその実施操作細則に従い、「貨物貿易外貨業務登记表」に基づき行わねばならない業務は集中決済及びネッティング決済に含むことはできず、現行規定により処理する。

第二十九条 幹事企業は毎月「革新業務企業經常項目集中決済月次報告表」、「上海市メンバー企業經常項目下の自主受払い月次報告表」、「革新業務企業經常項目ネッティング決済ネット金額月次報告表」を記入し、銀行の確認後、外管局に報告しなければならない。

第三十条 集中決済及びネッティング決済は「国家外貨管理局総合司の多国籍企業集中決済業務データ報告の関連問題についての通知」(匯綜発[2013]47号)の規定に基づき、以下の要求に従って国際収支申告を行わ

申报:

主办企业办理集中收付汇或轧差净额结算, 应对两类数据进行国际收支统计申报。一类是集中收付汇或轧差净额结算时主办企业的实际收付汇数据(以下简称实际收付汇数据); 一类是逐笔还原集中收付或轧差净额结算前各成员企业的原始收付款数据(以下简称还原数据)。

对实际收付汇数据的申报, 主办企业应通过办理实际对外收付汇交易的境内银行进行申报, 申报方式为纸质申报。境内银行应将实际收付汇信息交易编码标记为“999999”, 在其实际对外收付款之日(T)后的一个工作日(T+1)中午12:00前, 完成实际数据的录入及报送工作。

对还原数据的申报, 主办企业应按照实际对外收付款的日期确认还原数据申报时点, 并根据全收全支原则, 以境内成员企业名义, 于当日向实际办理对外收付汇业务的银行提供还原数据的基础信息和申报信息, 使其至少包括国际收支统计申报的所需信息。境内银行应在其实际对外收付款之日(T)后的一个工作日(T+1)中午12:00前, 完成还原数据的录入及报送工作。

申报单号码由发生实际收付款的银行编制, 交易编码按照实际交易性质填报。境内银行应将还原数据的“银行业务编号”填写为所对应的对外实际收付数据的申报号码, 以便建立集中收付数据与还原数据间的对应关系。境内银行应为主办企业提供申报渠道等基础条件, 并负责将还原数据的基础信息和申报信息传送到外汇局。

对于轧差净额结算为零的情况, 试点企业应虚拟一笔结算为零的申报数据。填写《境外汇款申请书》, 收付款人名称均为主办企业, 交易编码标记为“999998”, 国别为“中国”, 其他必输项可视情况填报或填写“N/A”(大写英文字母)。同时主办企业应在其轧差结算日或会计结算日当天, 向银行提供还原数据的基础信息和申报信息, 还原要求参阅本条

なければならない。

幹事企業が集中決済及びネットィング決済を行う際に、2種類のデータにより国際収支申告を行わなければならない。1種類は集中決済或いはネットィング決済時に幹事企業が実際に決済を行ったデータ(以下略称、実際の決済データ)、もう1種類は集中決済或いはネットィング決済を行う前の各メンバー企業の1件ごとの当初の決済データ(以下略称、還元データ)である。

実際の決済データの申告について、幹事企業は実際に決済を行った域内銀行を通じて申告を行わなければならない。紙ベースで申告とする。域内銀行は実際の決済データの取引コードを“999999”と表記し、その実際対外決済日(T)後の翌営業日(T+1)の正午12時前に、実際の決済データの入力及び申告を完了しなければならない。

還元データの申告について、幹事企業は実際の対外決済の日付に基づき還元データの申告時点を確認し、且つ全収入全支払の原則に従い、域内メンバー企業の名義で、当日実際に対外決済を取り扱った銀行に対し、少なくとも国際収支統計申告に必要な情報を含んだ還元データの基本情報及び申告情報を提供しなければならない。域内銀行は実際対外受払い日(T)後の翌営業日(T+1)の正午12時前に、還元データの記入及び申告を完了しなければならない。

申告コードは実際に決済が発生した銀行コードを用い、取引コードは実際の取引性質に従って記入報告する。域内銀行は還元データの“銀行業務コード”に対応する実際の対外決済データの申告コードを記入し、集中決済データと還元データの対応関連付けを行いやすいようにしなければならない。域内銀行は幹事企業のために申告経路などの基本条件を提供しなければならない。あわせて還元データの基本情報と申告情報を外管局に伝達する責任を負う。

ネットィング決済額がゼロの場合、パイロット企業は決済額をゼロとする仮の申告データを作成しなければならない。受払い人名をいずれも幹事企業とし、取引コードを“999998”、国別を“中国”、その他入力必要項目を状況に応じて記入或いは“N/A(英文大文字)”と記載される「域外決済申請書」を起票しなければならない。同時に、幹事企業はネットィング決済日或いは

第三款。

第六章 总部企业和开户银行职责

第三十一条 企业应认真按照本操作规程及外汇局备案通知书内容开展业务。业务开展期间,相关事项发生变更的,应按要求及时向外汇局备案。未取得备案通知书前不得随意更改试点内容,不得随意扩大账户使用范围,不得随意提高资金的划转额度。

第三十二条 企业的业务开展情况报告及报表于每月初5个工作日内上报外汇局。报告主要内容应包括:参与的成员单位情况、企业当期跨境收支、结售汇、外汇资金集中及外汇账户管理等情况;业务开展前后外汇资金摆布变化情况、对企业成本、收益的影响;大额异常交易情况;存在的问题及建议。

第三十三条 开户银行对企业办理的跨国公司总部外汇资金集中运营管理试点业务及提交的材料,做好真实性和合规性审核;对企业相关外汇资金变动,做好相应登记备案;对资金流动,做好监测、审核和额度管理。

第三十四条 开户银行应及时、完整、准确报送总部企业国内、国际外汇资金主账户发生的账户数据、国际收支申报数据;审核企业报送的业务数据,协助外汇局做好非现场监测。

第七章 监督管理

第三十五条 外汇局建立健全工作机制,责任到人,确保数据报送及时准确。及时监测、汇总、分析区内开展业务的总部企业和银行相关业务数据,撰写分析报告。

は会計決算日の当日に、銀行に還元データの基本情報及び申告情報を提供しなければならない。要求は本条第三段落と同じ。

第六章 本部企業と口座開設銀行の職責

第三十一条 企業は本操作规程及び外管局届出通知書の内容に従って業務を展開する。業務展開期間に、関連事項に変更が発生した場合、指示通りに遅滞無く外管局に届出を行わなければならない。届出通知書を取得する前に、パイロット業務の内容を勝手に変更したり、口座使用範囲を勝手に拡大したり、資金の振替限度額を勝手に拡大してはならない。

第三十二条 企業の業務展開状況及び報告表は毎月初5営業日以内に外管局に報告する。報告の主要内容は以下を含む:参加メンバー企業の状況、企業の期中のクロスボーダー収支、人民元両替、外貨資金集中及び外貨口座管理等の状況;業務展開の前と後での外貨資金操作の変化状況、企業コスト、収益への影響;大口異常取引の状況;存在する問題点と提言。

第三十三条 口座開設銀行は企業が取り扱う多国籍企業本部外貨資金集中运营管理パイロット業務及び提出する資料に対して真実性と合法性を確りと審査し、企業の関連外貨資金変動に対し相応の登録、届出を確りと実施し、資金移動に対しモニタリング、審査、及び限度額管理を確りと行う。

第三十四条 口座開設銀行は本部企業の国内、国際外貨資金マスター口座内で発生した口座データ、国際収支申告データを遅滞無く完全、正確に申告し、企業が申告する業務データを審査し、外管局によるオフサイトモニタリングに協力する。

第七章 监督管理

第三十五条 外管局は健全な業務体制を構築し、個人単位で責任を負い、データ報告の適時性、正確性を確保し区内で業務を展開する本部企業と銀行の関連業務データについて。遅滞無くモニタリング、総括及び分析を行い、分析報告を作成する。

第三十六条 外汇局应根据各种统计数据开展非现场核查,及时发现跨境、境内资金的异常流动,并通过调阅银行、总部企业资料、约见银行和企业相关人员等形式进行情况分析和风险提示。

第三十七条 外汇局应不定期开展现场检查,及时发现银行和企业业务操作、资金管理、风险管控等方面存在的问题。

第三十八条 外汇局将采取下列措施确保创新业务工作平稳有序,管理政策落到实处,防范外汇收支风险。

- (一) 做好银行和企业风险提示和窗口指导工作,采取有效措施引导企业调整资金运作模式,逐步形成合理的跨境资金双向流动格局。
- (二) 督促银行建立操作规程和内控制度,提供必要的技术服务保障。
- (三) 完善跨境资金流动监测预警体系,及时、完整、准确采集国际收支申报等数据,做好非现场监测。

第三十九条 企业发生异常情况及违规行为,外汇局有权暂停或取消企业的业务资格,根据《外汇管理条例》等相关法规进行行政处罚;开户银行发生违规行为,外汇局有权取消其合作银行资格,根据《外汇管理条例》等相关法规进行行政处罚。

第四十条 外汇局按月对企业国内外汇资金主账户的外汇收支数据进行统计分析,对外汇收支变动大的企业进行跟踪监测,必要时开展现场核查。

第三十六条 外管局は各種の統計データに基づいてオフサイトモニタリングを行わねばならず、クロスボーダー、域内の異常な資金の流れを遅滞無く発見し、あわせて銀行、本部企業の資料調査検閲、銀行及び企業の関連人員との面談等の形式を通じて状況分析とリスク指摘を行う。

第三十七条 外管局は不定期にオンサイト検査を行わねばならず、銀行と企業の業務オペレーション、资金管理、リスク管理などの面において存在する問題を遅滞無く発見する。

第三十八条 外管局は以下の措置を取ることによって革新業務の平穏で秩序のある運営、管理政策の具現化、外貨収支リスクの防止を確保する。

- (一) 銀行と企業へのリスク指摘と窓口指導を確りとし、企業が資金操作モデルを調整するよう有効な措置をとり、段階的に合理的なクロスボーダー資金双方向流動の状態を形成する。
- (二) 銀行に操作規程と内部管理制度を構築するよう督促し、必要な技術サービスサポートを提供する。
- (三) クロスボーダー資金流動のモニタリングアラームシステムを完全化し、遅滞無く完全正確に国際収支申告等のデータを収集し、オフサイトモニタリングを確りとする。

第三十九条 企業に異常な状況及び法規違反行為が発生した場合、外管局は企業の業務資格を中止また取消し、「外貨管理条例」等の関連法規に基づいて行政処罰を与える権利を有する。口座開設銀行にて法規違反行為が発生した場合、外管局はその協力銀行資格を取消し、「外貨管理条例」等の関連法規に基づいて行政処罰を与える権利を有する。

第四十条 外管局は毎月、企業の国内外貨資金マスター口座の外貨収支データに対して統計分析を行い、外貨収支の変動が大きい企業には追跡モニタリングを行い、必要に応じてオンサイト検査を行う。

第八章 附則	第八章 附則
<p>第四十一条 本操作规程所称的总部企业，包括但不限于有关政府部门认定的跨国公司地区总部、具有总部特征的营运中心、国际贸易结算中心和亚太营运商。</p> <p>成员公司，是指总部企业内部相互直接或间接持股的、具有独立法人资格的各家公司(包括分公司和境外办事处)，分为境内成员公司和境外成员公司。</p> <p>主办企业，是指履行主体业务申请、业务备案、试点实施、数据报送、情况反馈等职责的总部企业或取得总部企业授权且具有独立法人资格的一家境内公司。主办企业为企业集团财务公司的，其从事跨境资金交易应遵守行业管理部门的规定。</p>	<p>第四十一条 本操作規程に言う本部企業とは、政府関連部門が認定した多国籍企業地域本部、本部の特徴を持つ運営センター、国際貿易決済センター及びアジア太平洋オペレーションセンターを含むが、これに限らない。</p> <p>メンバー企業とは、本部企業内部で相互に直接或いは間接の持株関係を有し、独立法人資格を有する各企業（分公司と域外事務所を含む）を指し、域内メンバー企業と域外メンバー企業に分かれる。</p> <p>幹事企業とは、主体業務申請、業務届出、試行業務実施、データ申告、状況フィードバックなどの職責を履行する本部企業或いは本部企業の授權を得、かつ独立法人資格を有する域内企業一社を指す。幹事企業が企業グループ財務公司である場合、クロスボーダー資金取引に従事する際には業務管理部門の規定を遵守しなければならない。</p>
<p>第四十二条 本操作规程自发布之日起生效。</p>	<p>第四十二条 本操作規程は公布日から効力を生じる。</p>
<p>第四十三条 外汇局负责对本操作规程进行解释。</p>	<p>第四十三条 外管局が本操作規程の解釈の責任を有する。</p>
<p>(以下、記載を省略します)</p>	<p>(以下、記載を省略します)</p>

【日本語仮訳：三菱東京UFJ銀行（中国）トランザクションバンキング部】

- ☞ 当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては全てお客様御自身でご判断くださいますよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当店はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。
- ☞ 当資料は銀行の関連業務に係わるフロー案内ではなく、具体的な銀行の関連業務手続等についてお取扱銀行までお問い合わせください。
- ☞ 当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

三菱東京UFJ銀行（中国）有限公司 トランザクションバンキング部 中国ビジネスソリューション室

上海市浦東新区陸家嘴環路 1233 号匯亞大厦 22 階 照会先：森田直樹 TEL021-6888-1666 ext.4228